

神奈川県文化プログラム



令和6年度

# 神奈川県マグカル展開促進補助金 募集要項・申請の手引き

地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業

対象事業	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業(申請者は団体に限る)
補助金額	<b>定額補助</b> 最大 <b>30万円</b>
申請期間	令和6年 2月15日(木) から 3月15日(金) まで
申請方法	神奈川県の電子申請システムから申請 ※ 電子申請が難しい場合は、問合せ先にご相談ください。

この補助制度は、令和6年度県当初予算の県議会における議決に基づき、正式に実施が決定されます。

## 【留意事項】

令和6年度は、事業の区分により、対象となる経費や事業期間等が異なるため、募集要項・申請の手引きが「3種類」あります。次の表を確認のうえ、参照すべき種類を間違えないようご注意ください。

事業の区分	種類
「地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業」	地域活性化版
「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業(定額補助)」	伝統芸能(定額補助)版
上記以外の事業(特認を申請しない場合も含む)	通常版

※ ご覧になっている「募集要項・申請の手引き」は **伝統芸能(定額補助)版** です。

★ 「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業(定率補助)」は **通常版** をご覧ください。



## 目 次

目次	2 ページ
前年度からの主な変更点	3 ページ

### I 募集要項（5～19 ページ）

1 補助金の概要	5 ページ
2 補助の対象となる者	6 ページ
3 補助の対象となる事業	6 ページ
4 補助の対象となる経費	8 ページ
5 補助の対象とならない経費	9 ページ
6 補助金の額の算定方法	9 ページ
7 利益等排除の取扱いについて	11 ページ
8 補助金申請の期間と方法	12 ページ
9 補助の決定と補助金の支払	13 ページ
10 補助を受ける場合の条件	14 ページ
11 補助手続の流れ	17 ページ
12 支出証拠書類について	18 ページ

### II よくある質問と回答（20～25 ページ）

1 補助の対象となる者について	20 ページ
2 補助の対象となる事業について	21 ページ
3 補助の対象となる経費について	23 ページ
4 補助金の申請と補助の決定について	24 ページ
5 その他	25 ページ

### III 申請の手引き（26～35 ページ）

1 申請に必要な書類	26 ページ
2 申請の方法	26 ページ
3 県から修正の指示があった場合	27 ページ
4 交付申請書記載例	28 ページ

神奈川文化プログラム



「マグカル」とは

神奈川県では、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す

「マグネット・カルチャー（マグカル）」の取組を推進しています。

※ 今回の募集は、予算議決前の準備行為として実施するものであり、令和6年度当初予算案に係る神奈川県議会の議決がなされ、令和6年度当初予算発効により効力を生ずるものとしします。

なお、本募集要項の内容に変更が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承の上、申請してください。

## 前年度からの主な変更点 ①

### ○ 補助率等について

重点事業の区分及び補助率と補助額の上限額が変更となりました。

事業の区分	補助率	補助額の 上限額
(1) 共生社会の理念普及につながる事業 (高齢者・障がい者・多文化共生等)	2分の1 以内	300万円 以内
(2) 地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業	3分の1 以内	1,000万円 以内
(3) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業（定率補助）	3分の2 以内	300万円 以内
(4) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業（定額補助）	定額	30万円 以内
(5) 若年者を文化芸術に携わる人材として育成するための事業	3分の1 以内	300万円 以内

#### ◆ 具体的な変更点

- (1) 従前の「高齢者が行う文化芸術活動の充実を図るための事業」、「障がい者が行う文化芸術の充実を図るための事業」に、「多文化共生事業」等を対象に加え、「共生社会の理念普及につながる事業」とすることにより、より幅広い取組を支援します。
  - (2) 「地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業」を新たに創設します。
  - (3) 従前の「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業」の補助率を2/3に引き上げます。
  - (4) 「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業」に、定額補助（上限30万円）の区分を新たに創設します。
- ※ (5) 「若年者を文化芸術に携わる人材として育成するための事業」については、変更ありません。
- ※ 「先駆的事业」にかかる補助率及び補助額の上限額の特認は、令和5年度で終了しました。

#### 【留意事項】

令和6年度は、事業の区分により、対象となる経費や事業期間等が異なるため、募集要項・申請の手引きが「3種類」あります。次の表を確認のうえ、参照すべき種類を間違えないようご注意ください。

事業の区分	種類
「地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業」	地域活性化版
「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業（定額補助）」	伝統芸能（定額補助）版
上記以外の事業（特認を申請しない場合も含む）	通常版

※ ご覧になっている「募集要項・申請の手引き」は 伝統芸能（定額補助）版 です。

★ 「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業（定率補助）」は 通常版 をご覧ください。

## 前年度からの主な変更点 ②

### ○ 利益等排除の取扱いについて

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は関係会社（※1）からの調達がある場合、補助対象事業の実績額の中から、補助事業者の利益等相当分を排除する必要があります。

（※1） 関係会社とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号）第8条で定義されたものをいいます。

- 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条（抜粋）
- 8 この規則において「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等（第十七項第四号において「その他の関係会社」という。）をいう。

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が次の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社（上記(2)を除く）

具体的な利益等排除の方法は以下のとおりです。

#### (1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

#### (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

#### (3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記(2)を除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合（※2）、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（※2） 製造原価及び販売費及び一般管理費については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料を、P.17の「事業実績報告」で提出してください。

# I 募集要項

## 1 補助金の概要

目的	県が推進する「マグカル」の展開促進のため、民間団体が行う文化芸術の新たな事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。																		
対象者	民間団体（任意団体を含みます。個人での申請は対象になりません。）																		
対象事業	県内で実施する文化芸術の新たな事業で、補助を開始した年度から3か年度以内に不特定多数の者に公開するための準備のための事業 事業期間（補助事業に着手してから完了するまでの期間） ：令和6年4月26日から令和7年3月31日までの間（※） （※）やむを得ない理由があれば令和6年4月1日からとすることが可能です。 事業実施（公開するための準備を実施する日） ：令和6年4月26日から令和7年3月31日までの間																		
補助率等	補助率3分の1以内、上限100万円以内 ただし、 <u>重点事業（以下の5区分を設定）</u> は特に展開を促進するため、補助率及び上限額の特認を設けます。 <table border="1"><thead><tr><th>事業の区分</th><th>補助率</th><th>補助額の上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) 共生社会の理念普及につながる事業 （高齢者・障がい者・多文化共生等）</td><td>2分の1以内</td><td>300万円以内</td></tr><tr><td>(2) 地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業</td><td>3分の1以内</td><td>1,000万円以内</td></tr><tr><td>(3) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業（定率補助）</td><td>3分の2以内</td><td>300万円以内</td></tr><tr><td>(4) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業（定額補助）</td><td>定額</td><td>30万円以内</td></tr><tr><td>(5) 若年者を文化芸術に携わる人材として育成するための事業</td><td>3分の1以内</td><td>300万円以内</td></tr></tbody></table>	事業の区分	補助率	補助額の上限額	(1) 共生社会の理念普及につながる事業 （高齢者・障がい者・多文化共生等）	2分の1以内	300万円以内	(2) 地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業	3分の1以内	1,000万円以内	(3) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業（定率補助）	3分の2以内	300万円以内	(4) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業（定額補助）	定額	30万円以内	(5) 若年者を文化芸術に携わる人材として育成するための事業	3分の1以内	300万円以内
事業の区分	補助率	補助額の上限額																	
(1) 共生社会の理念普及につながる事業 （高齢者・障がい者・多文化共生等）	2分の1以内	300万円以内																	
(2) 地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業	3分の1以内	1,000万円以内																	
(3) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業（定率補助）	3分の2以内	300万円以内																	
(4) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業（定額補助）	定額	30万円以内																	
(5) 若年者を文化芸術に携わる人材として育成するための事業	3分の1以内	300万円以内																	
申請期間	令和6年2月15日（木）から3月15日（金）まで																		

※ 申請に当たっては本要項で各項目の詳細を確認してください。

## 2 補助の対象となる者

次の要件を全て満たす民間団体を対象とします。個人での申請はできません。

### 《民間団体の範囲》

株式会社、合同会社、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、NPO法人など法人のほか、法人格を持たない任意団体を含みます。

国又は地方公共団体を対象としない趣旨から、実質的に県や市町村の事業を行う団体と同視できるものは対象としません。

#### 【例1】 市町村が関与する実行委員会

市町村が単に構成員の一人である又は負担金等を支出するだけの団体は対象となりますが、事務局機能を担うなど運営が実質的に市町村の管理下に置かれる団体は対象となりません。

#### 【例2】 市町村が設置する公の施設の指定管理者

申請の主体としては対象となります。ただし、事業について、当該施設における自主事業は対象となりますが、指定管理業務は対象となりません。

### 【要件】

(1) 団体又は団体の主要な構成員が補助事業と同一の分野における公演等の実績を有すること。

交付申請書に実績の内容を記載していただきます。補助金を交付した場合に事業を遂行する能力を有するかを判断するために、確認するものです。

(2) 団体の定款、規約又は会則を有すること。

交付申請書に添付していただきます。任意団体の場合は、次の要件を満たしていることがわかるものでなければなりません。

- ・団体としての組織を備えていること。
- ・組織において多数決の原則が行われていること。
- ・構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること。
- ・代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確立していること。

(3) 団体の意思を決定し、執行する体制を確立していること。

(4) 団体自ら経理し、監査する会計組織を有すること。

(5) 県税その他の県に対する金銭債務の支払に滞納がないこと（ただし、災害等で地方税法第15条の規定により徴収猶予を受けている場合を除く。）。

(6) 暴力団でないこと。

(7) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないこと。

(8) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当しないこと。

(3)から(8)については、交付申請書で誓約していただきます。(6)から(8)については、事実を確認するために個人情報（氏名、住所、生年月日、性別、職業、学歴、学歴取得機関、学歴取得時期、学歴取得科目、学歴取得単位、学歴取得科目の修得状況、学歴取得科目の修得時期、学歴取得科目の修得単位数、学歴取得科目の修得単位の修得時期、学歴取得科目の修得単位の修得単位数）を神奈川県警察本部長に提供することについて、交付申請書の役員等氏名一覧表に記載する方本人の同意を得ていただきます。

補助金の交付決定後であっても要件を満たしていないと県が判断した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

## 3 補助の対象となる事業

県内で実施する文化芸術の新たな事業で、補助を開始した年度から3か年度以内に不特定多数の者

に公開するための準備のための事業とします。

(※ 公開する場合は、「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業（定率補助）」で申請してください。)

- 「県内」とは、  
事業を実施する団体や場所が、神奈川県内に所在することを言います。
- 「実施」とは、  
補助金の申請を行う団体が公演等の開催に資金面で責任を持って自ら事業を遂行することを言います。
- 「文化芸術」とは、次のものを言います。
  - ・芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他）
  - ・メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）
  - ・伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能）
  - ・芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他）  
※ 民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）を含む。
  - ・生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他）
  - ・国民娯楽（囲碁、将棋その他）
- 「新たな事業」とは、  
補助金の申請を行う団体が過去に実施していない事業か、過去に実施した事業に新たな取組を加える事業を言います。  
具体的には、目的や計画の段階から新たに構築する事業のほか、新たな作品の公開や、公開実績のある作品の見せ方を新たに工夫する事業等が該当します。  
なお、本補助金を複数年にわたって申請する場合、複数年（交付申請書に翌年度以降の取組内容として記載する3年間で上限）を通して一つの目的を有する事業であれば、2年目及び3年目は毎年新たな取組を加える必要はありません（2年目及び3年目の審査においては、それまでの成果や目標達成状況の検証を行います。）。
- 「補助を開始した年度から3か年度以内に」とは、  
具体的には、補助を開始した年度を令和6年度とした場合は令和8年度までの間に、となります。
- 「不特定多数の者に公開」とは、  
広く県民を入場、参加又は視聴の対象に設定し、実際に広く入場、参加又は視聴が見込まれることを言います。  
したがって、次のような事業は対象になりません。
  - ・特定の会員等だけを対象とするコンクール、鑑賞事業等
  - ・学校、職能団体、教授所及び教室等が行う発表会、展示会等（大学院レベルの研究発表で、広く県民を対象とするものを除く。）
  - ・出版に限られる活動なお、入場料や視聴料が有料か無料かは問いません。また、いわゆるワークインプログレス（WIP）公演のように、作品の創作過程を一般に公開する事業も対象とします。
- 「準備のための事業」とは、  
補助を開始した年度から3か年度以内に、不特定多数の者に公開することを目的に、準備に必要な



な事業のことを言います。具体的には「4 補助の対象となる経費」に該当する事業を指します。

(※ あくまでも準備なので、「公開」することは該当しません。)

また、補助事業は、次の要件を満たすものでなければなりません。

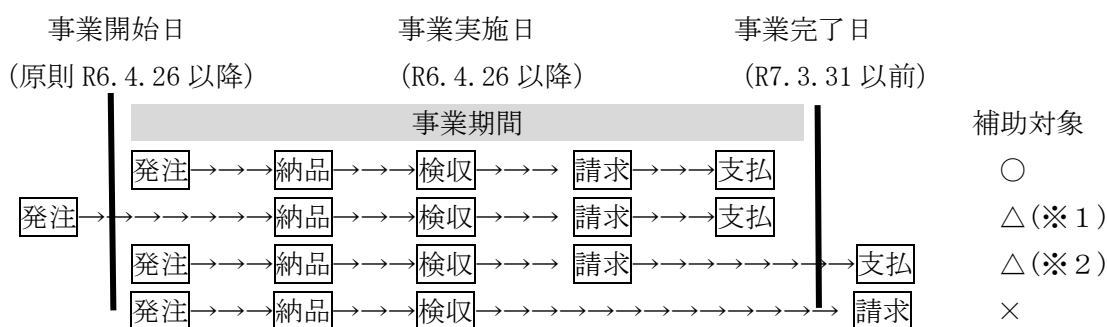
(1) 令和7年3月31日までに完了すること。

補助金の交付決定を令和6年4月26日に行う予定のため、事業期間（補助事業に着手してから完了するまでの期間）は令和6年4月26日から令和7年3月31日までの間で設定することが原則ですが、やむを得ない理由がある場合には、その理由を交付申請書に記載して申し出れば、令和6年4月1日から設定することができます。

事業実施日（公開のための準備をする日）は令和6年5月24日から令和7年3月31日までの間とする事業を対象とします（事業期間を4月1日から設定しても、事業実施日は5月24日からです。）。

#### 【事業期間と経費の考え方】

事業期間内に発注から支払までを行ったものが補助対象経費となります。



※1 やむを得ない理由があり、交付申請書で申し出れば、令和6年4月1日から発注可能。

※2 支払が未済であっても、事業期間内に債務が確定したことの証明ができる場合は、認められる場合があります。

(2) 政治的又は宗教的目的を有しないこと。

#### 4 補助の対象となる経費 ※この項目は他の事業とは内容が異なりますので、ご注意ください。

補助事業に要する直接的な経費のうち、次の経費が補助の対象になります。

目的	経費（例）
新調（修繕）しなければ公開が困難である備品の購入または修繕の費用	衣装費、小道具費、備品購入費、修繕費 外
現役の演者の練習や演舞風景を撮影・記録する費用	映像制作費、録画費、録音費 外
活動に参加する人手を集めるための広報費用	映像編集費、配信費、広告宣伝費、立看板費、ポスター印刷費 外
稽古等を行うために必要な費用	会場使用料 外

※ 労働者に対して支払う賃金は最低賃金をお守りください。

## 5 補助の対象とならない経費

補助対象とならない経費を例示すると、以下のとおりです。補助の対象となりませんので、補助対象外経費に含めてください。

### (1) 役務等への対価としての必要性が認められないもの

- 交通費は、公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な経路に係るもののみ対象となります。
- 宿泊費は、事業開始に間に合わせるための前泊、事業後帰宅することが困難な際の後泊等、理由が妥当であると認められる場合のみ対象とし、社会通念上、著しく高額と認められる場合は対象となりません。計上に当たっては、必要性の説明を記載していただきます。
- イベント実施のための道路使用許可申請に係る手数料など、行政機関への許可申請等に必要経費、補助金の申請に係る費用（コピー代等）は対象になりません。

### (2) 団体運営の経常的経費

### (3) 市場価格と比較して著しく高いと認められるもの

### (4) 有償で頒布するプログラム又は図録等の作成経費

### (5) 自ら設置し又は管理する施設において活動を行う場合の会場使用料

### (6) 食糧費（業務委託先の食糧費含む。）

### (7) 取得価格が単価 10 万円以上の備品の購入費（例外あり）

### (8) 10 万円以上の修繕費（例外あり）

#### 《(7)（及び(8)）の例外》

既存の備品の老朽化又は破損のため当該備品を新調（修繕）しようとするもので、新調（修繕）以外により経済的に対応できる方法がなく、新調（修繕）しなければ補助事業の遂行が困難であると認められる場合は、10 万円以上であっても、新調（修繕）が可能です。

例：借用による対応ができないなど。※借用で安価に対応できる場合は、借用してください。

これらに該当し、係る経費を補助の対象とする場合は、交付申請を行う際に、申請書の記載例を参考に具体の事情及び新調（修繕）のための費用であることを明記してください。

なお、10 万円未満の物品については、このような制限はありませんが、(2) 団体運営の経常的経費に該当するものは認められませんので、御注意ください。

### (9) 消費税及び地方消費税相当額

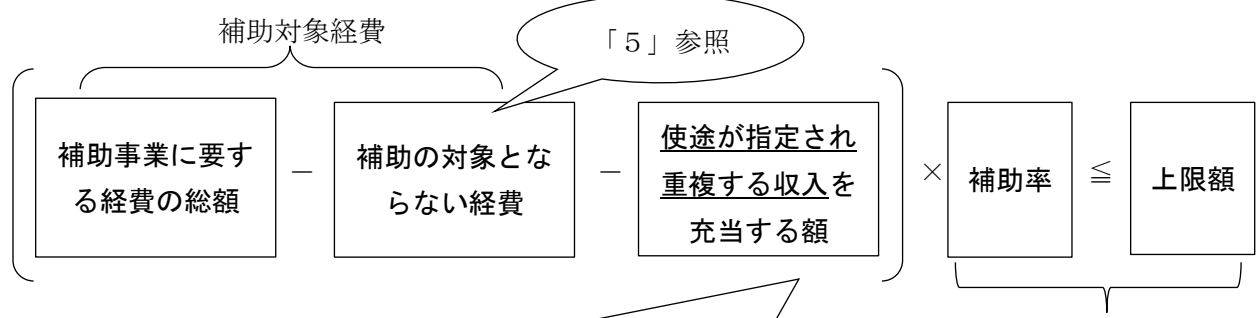
補助対象外となります。収支予算の補助対象経費は消費税及び地方消費税相当額を除いて記載してください。

**注意** 切手代は使用時に課税対象となりますので、郵便代、切手代等の通信費は原則として課税項目として記載してください。

## 6 補助金の額の算定方法

補助金の額は、補助事業に要する経費のうち補助対象経費から国又は他の団体等の補助金、協賛金その他の用途が指定され重複する収入を充当する額を控除した額に、補助率を乗じて算出した額以内の額とします。ただし、補助額の上限額を超えることはできません。また、千円未満の端数は切り捨てます。

【算定方法の考え方】



国や市町村、民間（法人、個人）等の補助金、協賛金等を指します。  
 ※国などの補助金を併用する場合には、その補助金が別の補助金との併用を可能とするかを必ず確認の上、申請してください。  
 （申請中の場合は算定方法に含めませんが、確定したら上記の算定方法の考え方によって「変更承認申請」を行うことで再計算します。）  
 ※補助対象外経費に充当する限りは、控除する必要はありません。  
 ※神奈川県が交付する他の補助金との併用はできません。  
 ※協賛金や寄附金については、用途が指定され重複するかを個別に判断してください。

原則：  
**補助率 3分の1以内、**  
**上限額 100万円**

↓

（定額補助）の特認により、補助率が定額、上限額が30万円となります。

《補助率及び補助の上限額の特認》

重点事業（5つの区分を設定）は特に展開を促進するため、次のとおり補助率及び補助額の上限額の特認を設けます。

特認を希望する場合、交付申請書において希望する旨及び各区分に当てはまる事業であることの説明を記載していただきますが、事実として各区分に当てはまっても、予算の都合により、必ず特認を受けられるというものではありません（例えば、事業の一部に多文化共生の内容が含まれていても、全体に占める割合がわずかであるような場合、特認が認められないことがあります。）。そのため、特認が認められなかった場合でも補助金の交付を希望するかについても、意向を確認します。

また、特認を受けた補助事業を実施した結果、その要件を満たすことができなかった場合、特認を取り消す場合があります。

事業の区分	補助率	補助額の上限額
共生社会の理念普及につながる事業 （高齢者・障がい者・多文化共生等）	2分の1以内	300万円以内
地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業	3分の1以内	1,000万円以内
地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業（定率補助）	3分の2以内	300万円以内
地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業（定額補助）	定額	30万円以内
若年者を文化芸術に携わる人材として育成するための事業	3分の1以内	300万円以内

(1) 「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を言います。

- (2) 「高齢者」とは、満 65 歳以上の方を言います（交付申請の時点を基準としてください）。
- (3) 「障がい者」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある方を言います。
- ★ (2) 及び(3)の「高齢者」「障がい者」に該当するかについては、事業の目的や内容によって総合的に判断しますが、主要な出演者、運営者又は参加者等（ワークショップ等の参加者のほか、公演等における入場者を指します。）の概ね2分の1以上が高齢者か障がい者であることを目安としてください。
- ※ 証明は求めませんが、概ね2分の1以上になることを交付申請書及び実施後の事業実績報告で説明していただきます。
- ※ 何をもって主要と判断するかについては、事業の目的により異なりますので、個別に合理的な説明が必要となります。（例：エキストラを除く出演者、付添人を除く参加者）
- (4) 「多文化共生」とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことを言います。
- (5) 「地域が主体的に」とは、国や県、市区町村が主導するものではなく、その事業が実施される地域にある民間団体等が中心となって、主体的に事業を行うことを言います。
- (6) 「地域固有の伝統芸能」とは、特定の地域で独自に行われてきた伝統芸能、「民俗芸能」とは、地域の人々によって行われる民俗的な芸能を言います。
- (7) 「若年者」とは、満 15 歳以上満 25 歳以下の方を言います（交付申請の時点を基準としてください）。

**【留意事項】**

令和6年度は、事業の区分により、対象となる経費や事業期間等が異なるため、募集要項・申請の手引きが「3種類」あります。次の表を確認のうえ、参照すべき種類を間違えないようにご注意ください。

事業の区分	種類
「地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業」	地域活性化版
「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業（定額補助）」	伝統芸能（定額補助）版
上記以外の事業（特認を申請しない場合も含む）	通常版

※ ご覧になっている「募集要項・申請の手引き」は **伝統芸能（定額補助）版** です。

★「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業（定率補助）」は **通常版** をご覧ください。

**7 利益等排除の取扱いについて**

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は関係会社（※1）からの調達がある場合、補助対象事業の実績額の中から、補助事業者の利益等相当分を排除する必要があります。

（※1） 関係会社とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号）第8条で定義されたものをいいます。

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条（抜粋）

8 この規則において「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等（第十七項第四号において「その他の関係会社」という。）をいう。

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が次の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社（上記(2)を除く）

具体的な利益等排除の方法は以下のとおりです。

**(1) 補助事業者の自社調達の場合**

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

**(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合**

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

**(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記(2)を除く。）**

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合（※2）、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（※2） 製造原価及び販売費及び一般管理費については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料を、P.17の「事業実績報告」で提出してください。

**8 補助金申請の期間と方法**

**申請の期間：令和6年2月15日（木）から3月15日（金）まで**

**e-kanagawa 電子申請（神奈川県電子申請システム）にて、次の書類を提出してください。**

**【提出書類】**

- (1) 神奈川県マグカル展開促進補助金交付申請書（様式1）
- (2) 団体又は団体の主要な構成員が補助事業と同一の分野における公演等の実績を有することを証する書類（過去の実績）  
チラシ、プログラム、インターネット上の記事等を提出してください。申請団体（又はその主要な構成員）の実績であることが客観的に確認できるものでなければなりません。
- (3) 団体の定款（履歴事項全部事項証明書は不可）、寄付行為又はこれに類する規約、会則等

任意団体の場合は、次の要件を満たしていることがわかるものでなければなりません。

- ・団体としての組織を備えていること。
- ・組織において多数決の原則が行われていること。
- ・構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること。
- ・代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確立していること。

### ★ご案内★

e-kanagawa 電子申請における申請の方法は、26 ページからの「申請の手引き」をご参照ください。

※ 電子申請が難しい場合には、問合せ先に電話にてご相談下さい。

**内容を十分精査のうえ申請してください。**申請内容に誤りがあった場合は、補助金の減額など、申請者の不利になる場合があります。

## 9 補助の決定と補助金の支払

### (1) 審査

文化芸術分野の外部専門家を含めた審査会により交付の申請を審査します。審査は次の評価項目、評価内容及び配点により行います。

評価項目	評価内容	配点
1 業務遂行能力 (35点)	(1) 団体又は団体の主要な構成員の実績は優れているか	15点
	(2) 事業実施体制は適切か	10点
	(3) 個人情報保護や会計処理などコンプライアンスは適切か	10点
2 事業の内容及び実施手法 (55点)	(1) 事業の内容が多くのお客様や視聴者を引きつける魅力を有するか	15点
	(2) 目標設定は具体的で実現可能なものとなっているか	10点
	(3) 適切な業務スケジュールが示されているか	10点
	(4) 翌年度以降の取組内容は発展性があるか(補助事業の終了後も、関連した取組を発展させることができるかを評価します。)	10点
	(5) 収支予算書の積算は妥当であるか(資金計画は適切か、補助事業遂行において必要最小限の経費となっているか)	10点
合計		90点
3 加点 (10点)	(1) 共生社会の理念普及につながる事業(高齢者・障がい者・多文化共生等) (2) 地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業 (3) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業(定率補助) (4) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業(定額補助) (5) 若年者を文化芸術に携わる人材として育成するための事業 (1)から(5)の区分に該当する事業は、合計点に10点を加算する。 ※ 複数の区分に該当する場合であっても、加算は10点とする。	10点

## (2) 交付の決定

審査の結果に基づいて、県が予算の範囲内で補助金を交付する団体と補助金の額を決定し、交付を受ける団体（補助事業者）に交付決定通知を送付します。補助対象とならなかった団体にもその旨の通知を送付します。

**注意** 交付決定通知に記載された補助金額の支払を確約するものではありません。最終的な補助金額は、事業完了後に提出される事業実績報告書（様式4）により、補助対象経費の内容等を確認して判断します。

## (3) 補助金の支払

補助金の支払は原則精算払（後払）とします。ただし、神奈川県マグカル展開促進補助金交付申請書（様式1）の提出時に概算払（先払）を希望し、必要があると認められる場合は、補助金の額の50%（千円未満切捨て）を限度に概算払とすることが可能です。

概算払の必要があるかについては、（様式1）内の業務スケジュールの欄で早期の支払が計画されていることを確認して判断します。

## 10 補助を受ける場合の条件

補助を受ける場合の条件は次のとおりです。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに申請書（様式2）を提出し、県の承認を受けなければなりません。（事業期間、事業実施日、実施会場を変更する場合は、必ず提出してください。）これにより補助金の額が減額となり、概算払が行われている場合は、既に支払済の金額との差額を県に返還していただきます。

次に掲げる軽微な変更については、承認を受ける必要はありませんが、軽微と認められる変更の範囲については、個別の事情により判断することになりますので、判断に迷う場合は、個別に御連絡ください。

### 【軽微な変更】

- ア 補助事業の目的及び主たる内容に影響しない内容の変更、削除又は追加をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。
  - イ 補助対象経費の総額の20%以内で項目間の配分の変更をすること。
  - ウ 補助対象経費の総額の20%以内の増額又は減額をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。  
※ 原則として補助金の額を増額することはできません。
  - エ 補助事業の収入に係る変更をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。
  - オ 補助対象経費以外の経費を変更すること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに申請書（様式2）を提出し、県の承認を受けてください。  
事業を廃止する場合、原則として補助金の支払はありません。ただし、特段の事情が認められる場合は、一部の支払が認められることがあります。
  - (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに県に報告し、その指示を受けてください。
  - (4) 補助事業の実施に当たっては、法令を遵守し、入場者等の安全に配慮してください。

《スタッフの安全衛生管理について》

補助事業者は、補助事業に従事するスタッフが、生命、身体等の安全を確保しつつ業務を遂行することができるよう、事故やハラスメントの防止等のため、必要な配慮を行うようお願いいたします。

ハラスメントについては、令和4年7月27日に「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」が公表した「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」が指摘するように、制作や実演の現場において、暴言等による精神的な攻撃や演出等を理由とした性的な言動などパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントが問題になることがありますので、防止のための十分な配慮をお願いします。

(5) 補助事業の実施に当たっては、県の広報活動に協力していただきます。

ア 補助金の交付を受けた事業は、当該事業の実施の際に作成するポスター・チラシ・プログラム・チケット等の印刷物、ホームページ、配信映像等に、**神奈川県マグカル展開促進補助金の対象事業**である旨を表示してください。

表示例：「この〇〇は、神奈川県マグカル展開促進補助金の助成を受けて実施しています」

イ 印刷物等の広報に当たっては、特別な事情がない限り、実施時期に応じて、次のマークを掲載してください。

9月から12月以外に実施する事業	9月から12月に実施する事業
神奈川県文化プログラムのマーク	かながわ県民文化祭のマーク
マークの電子データは採択を受けた団体にメールで送付します。	

【神奈川県文化プログラムとは】

県では、文化芸術の魅力で人を引きつけ、県民が幅広く文化芸術に親しむ機会を提供し、地域のにぎわいをつくり出す事業を、「神奈川県文化プログラム」として認証しています。補助事業は、新たに申請をいただかなくても「神奈川県文化プログラム」として認証します。詳しくは、次のURLから御覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yi4/ninsyou00.html>



## 【かながわ県民文化祭とは】

県では、文化の日を中心とした9月から12月を「かながわ県民文化祭」の期間に位置付け、より多くの県民の皆さまが県内各地の様々な文化芸術活動に参加し、楽しみ、そして、その活動を通じて、地域のにぎわいや繋がりがつくられていくことを目指します。この時期に実施される補助事業は、新たに応募をいただかなくてもかながわ県民文化祭の参加プログラムに位置付けられます。詳しくは、次の URL から御覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yi4/kenminbunkasai.html>

### 《補助金名やマークの掲載に関してよくある質問》

- いつの時点から作成する広報物に掲載しなければならないのか？  
→ 交付の決定よりも後に作成する（校正が間に合う）ものには掲載するものとします。スケジュールの都合により掲載できない場合は御相談ください。
- すべての種類の広報物に掲載しなければならないのか？  
→ 補助事業者自ら作成する集客（又は配信視聴者獲得）のための広報物（インターネット媒体を含む。）と、事業実施時の入場者への配布資料には掲載するようお願いいたします。ただし、入場者への配布資料は、主なもの最低1種類に掲載すればよいこととし、配布資料がない場合、入場者の目に付くよう会場に掲示すればよいこととします。
- マークを載せるスペースがあまりないのだが、サイズが小さくなってよいのか？  
→ 最低限、文字が視認できるサイズで掲載してください。

### 《補助金名及びマークの掲載を忘った場合》【重要】

正当な理由なく、広報物等への補助金名及びマークの掲載を忘った場合、本補助金の交付要綱第7条第5号に定める交付条件「補助事業の実施に当たっては、県の広報活動に協力しなければならない。」に違反したものとして、**補助事業の広報に関する経費全体を補助の対象外とします。**

## 11 補助手続の流れ

手続	時期	備考
(1) 申請 <u>(様式1)等を提出</u>	令和6年 2月15日(木)～ 3月15日(金)	「申請の手引き」をよく確認して、e-kanagawa 電子申請で御申請ください。 郵送や持参による申請は受け付けません。 ※ 電子申請が難しい場合は、問合せ先に電話でご相談ください。
(2) 審査	3月中下旬～	事業内容、収支予算等についてお尋ねすることがあります。
(3) 交付の決定	4月26日(金)予定	補助対象となった団体には交付決定通知を送付します。補助対象とならなかった団体にもその旨の通知を送付します。
(4) 補助金の支払 ※概算払の場合	交付決定通知の送付後	申請時に概算払を希望し、必要があると認められる場合は、交付決定通知後速やかに、補助金の額の50%を限度に振り込みます。
(*) 事業の変更・中止・廃止 <u>(様式2)等を提出</u>	必要があれば随時	軽微な変更を除いた補助事業の内容若しくは経費の配分の変更、又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、速やかに書類を提出し、県の承認を受けてください。 <u>手続きが適切に行われない場合、交付決定を取り消す場合がありますので特に御注意ください。</u>
(5) 事業の着手及び実施	事業計画書に記載した日	補助事業が適正に行われていることを確認するため、審査会委員又は県職員による現地調査を行う場合がありますので、御協力をお願いします。 <u>事業実績報告において、支出の証拠書類を提出していただきますので、整理しておいてください。</u>
(*) 事業実施状況報告 ※(6)を令和7年3月31日までに提出することが困難な場合のみ <u>(様式3)等を提出</u>	令和7年 3月31日まで	(6)に添付する書類のうち、この段階で提出が可能なものを提出してください。
(6) 事業実績報告 <u>(様式4)等を提出</u>	事業完了日(事業期間の末日)から30日を経過した日まで	報告書には次の書類を添付してください。 (1) 補助事業の実施を証する書類 (2) アンケート集計結果 <b>(3) 支出証拠書類</b> ※その他、追加で指示する可能性があります。 <u>手続きが適切に行われない場合、交付決定を取り消す場合がありますので特に御注意ください。</u>

手続	時期	備考
(7) 補助金の支払	補助金の額の確定後	概算払を実施しなかった場合、この段階で補助金を振り込みます。概算払の場合も、補助金の確定額と支払済の額の差額を振り込みます。また、精算により支払済の額が補助金の確定額を上回った場合、差額を県に返還していただきます。

(1)の交付申請後、(7)までの間に所在地、団体名又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって届け出なければなりません。

また、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿とその証拠書類は、令和16年度末（令和17年3月31日）まで保存しなければなりません。

## 12 支出証拠書類について

11(6)事業実績報告では、補助対象経費の支出証拠書類（請求書、領収書等）の提出が必要となります。原則として、補助事業のために事業者自身が支出し、事業者名義の証拠書類が確認できる経費のみが補助の対象となります。

請求書又は領収書いずれの場合も「発行者」「宛名」「発行日」「内容」「金額」の記載がないものは無効となります。

領収書（例）	
○年○月○日	
（原則事業期間内であること）	
○○御中	
（補助事業者名と同一であること。×上様 ×個人名）	
¥○○○,○○○	
但し○○○○として 上記正に領収いたしました	
（補助事業との関連が明確に判断できる内容であること）	
内訳	
税別金額	¥○○○,○○○
消費税額	¥ ○○,○○○（税率○%）
（消費税の有無及び消費税が含まれている場合はその額が確認できること）	
○○○○○○○	
（発行者が明記されていること）	

※8ページ【事業期間と経費の考え方】も併せて御確認ください。

※電車賃など、領収書等がない旅費については日付・区間等の記録の提出であっても可とします。

※ポイント、金券等での支払いは、原則補助対象外となります。

※内容の明細が不明瞭な場合は、「見積書」「料金表」「契約書」「請求明細」「納品書」等で補完してください。

※請求書を証拠書類として提出する場合は、その支払記録（通帳の写し等）についても後日提出して

いただきます。

※立替払等の場合は、団体宛に経費精算が行われるなど、最終的に団体としての支出となっていることが確認できれば補助対象となる場合があります。その場合、団体から団体代表者への支払等、団体と個人の会計がそれぞれ適正に行われていることを確認するため、団体としての出金を確認できる資料を提出していただきます。

※消費税及び地方消費税相当額は補助対象外経費となりますので注意してください。

**注意** 切手代は使用時に課税対象となります。郵便代、切手代等の通信費は原則として課税項目として記載してください。ただし、領収書は非課税と記載されているものを提出すれば問題ありません（切手購入時は非課税のため）。

※適正な領収書等がない経費は補助対象経費として認められません。

支出証拠書類の具体的な提出方法は採択を受けた団体にお知らせする予定です。

## Ⅱ よくある質問と回答

### 1 補助の対象となる者について

Q 1-1 個人は申請できないのですか？

A 1-1 個人としての申請は対象としていませんので、個人を構成員としたり事業に関与させたりするなどして団体が申請を行ってください。

Q 1-2 お祭りなど特定の事業を行うための実行委員会は申請できますか？

A 1-2 できます。ただし、任意団体として申請の要件を備えていることに御留意ください。

Q 1-3 団体を結成したばかりで公演等の実績がありませんが、対象になりますか？

A 1-3 公演等の実績を求めるのは、その団体に補助事業を遂行する能力があるかを審査するためです。団体としての実績がない場合は、団体の主要な構成員が実績を有しており、事業を遂行する能力があることを示してください。

Q 1-4 団体の中で1名しか公演等の実績のある者がいませんが、主要な構成員の実績として認められますか？

A 1-4 その1名の実績をもって補助事業を遂行する能力があることを説明できれば、認められます。

Q 1-5 公演等の実績とはどのようなものを指しますか？

A 1-5 不特定多数の方を対象に公演や展示など公開事業を行った実績があることとします。作品の創作を行っただけでは対象になりません。

Q 1-6 一つの団体が複数申請してよいのでしょうか？

A 1-6 一つの団体につき申請は1件のみとします。

Q 1-7 同じ人間が複数の団体の代表をしている場合、団体ごとに申請することはできますか？

A 1-7 申請はできますが、審査においては、それぞれ独立した団体として運営されており、実質的に別の団体であるかを考慮の上で判断します。

Q 1-8 複数の団体が共同で申請することはできますか？

A 1-8 申請者を2者とすることはできませんが、組合としての共同企業体が申請することは可能です。

Q 1-9 一つの団体が複数の施設の指定管理者になっている場合は、施設ごとの申請は可能ですか？

A 1-9 申請は団体単位で1件となります。ただし、共同企業体で、その構成が施設ごとに異なっている場合は、それぞれが申請することが可能です。

**Q 1-10 学校法人は対象になりますか？**

A 1-10 対象になります。ただし、生徒等の発表会、展示会は対象になりません。

**Q 1-11 美術館・博物館は対象になりますか？**

A 1-11 対象になります。ただし、常設展をそのまま開催する場合は対象となりません。

**Q 1-12 映画館は対象になりますか？**

A 1-12 対象となります。ただし、全国的に広報・宣伝され公開される作品の上映に関わる活動は対象とはなりません。映画館として、主体的に特色ある作品や作品群を積極的に選定し、広報・上映公開する活動が対象となります。

**Q 1-13 ライブハウスは対象になりますか？**

A 1-13 ライブハウスが公演等を主催するのであれば、対象になります。ライブハウスが会場として使用されるだけであれば、申請はその公演を行う者が対象となります。

**Q 1-14 会社が実行委員会を作って事業を行う場合、会社名と実行委員会名のどちらで申請するのがよいのでしょうか？**

A 1-14 資金面で責任を持つ団体が申請してください。経費が会社の経理に算入される場合は会社による申請となり、会社とは別に経理処理するのであれば実行委員会による申請となります。

## **2 補助の対象となる事業について**

**Q 2-1 国や市町村の補助金を使う事業は補助を受けられますか？**

A 2-1 受けられます。ただし、補助金の額の算出に当たっては、補助対象経費から国や市町村の補助金を充当する額を控除した上で補助率をかけますので、御注意ください。  
また、その補助金が本補助金との併用を可能とするかについては、必ず確認してください。

**Q 2-2 神奈川県以外の補助金を使う事業は補助を受けられますか？**

A 2-2 受けられません。(団体としては神奈川県以外の補助金を受けていても、本補助金の補助事業に充てていない場合は受けられますので、確認してください。)

**Q 2-3 前年度に本補助金の採択を受けた団体ですが、今回も申請する場合、新たに「新たな事業」を行う必要があるのでしょうか？**

A 2-3 複数年(3年間が上限)を通して一つの目的を有する事業であれば、2年目及び3年目は毎年新たな取組を加える必要はありません。交付申請書の「新たな事業であることの説明」を記載する欄には、前年度からの継続事業である旨を記載してください。

**Q 2-4 前年度に本補助金を申請し、不採択となりました。申請した「新たな事業」を本補助金を使わずに実施したのですが、A 2-3にいう継続事業として扱えますか？**

A 2-4 本補助金の採択を受けていない場合、継続事業とはならず、新たに「新たな事業」で申請する必要があります。

**Q 2-5 食文化は対象になりますか？**

A 2-5 対象になります。ただし、飲食の提供を主たる目的とする事業は対象外とし、発信等を主とするものに限ります。

例：日本酒の歴史や効能を発信する講演会などは対象

**Q 2-6 地域の社寺で行う民俗芸能は対象になりますか？**

A 2-6 保存団体等が社寺を会場として行う事業は対象になりますが、宗教法人が自ら行う場合は、対象になりません。

**Q 2-7 ワークショップは補助の対象になりますか？**

A 2-7 特定の教室の生徒等を対象とするものではなく、参加者を不特定多数から募るものであれば、対象になります。

**Q 2-8 「若年者を文化芸術に携わる人材として育成する事業」について、若年者とは満 15 歳以上 25 歳以下が基準のようですが、30 歳までを育成の対象にする事業は該当しますか？**

A 2-8 主に満 15 歳以上 25 歳以下が対象であれば、それ以外の年齢を対象に含めても、該当します。

**Q 2-9 複数の公演をまとめて一つの事業として申請することは可能ですか？**

A 2-9 可能です。ただし、全体を通して一貫した趣旨・目的や、関連性を有する企画でなければなりません。

**Q 2-10 ワークショップと舞台公演を組み合わせた事業を考えています。ワークショップは障がい者（又は高齢者）を主な参加者として重点事業の要件を満たすものの、舞台公演が重点事業の要件を満たさない（全体として障がい者（又は高齢者）の入場者割合が少ないような）場合、全体を重点事業として扱うことはできるのでしょうか？**

A 2-10 舞台公演において、ワークショップと関連して重点事業の目的を達成又は効果を促進するために要する経費を補助対象とする限りにおいては、全体を重点事業として扱うことができます。すなわち、舞台公演部分については、公演が重点事業としての人数割合の目安を満たさない場合であっても、ワークショップ部分の参加者を入場させることなどにより関連性を持たせた上で、障がい者（高齢者）の文化芸術活動の充実を図るために必要な経費のみを補助対象とすれば、全体を重点事業とすることができます。

なお、一つの事業の中で通常の事業と重点事業を混在させることはできませんので、この場合、舞台公演部分に係る共通的な経費は、補助対象とならず、それらを補助対象とするためには、重点事業ではなく、通常の事業として取り扱うことになります。

**Q 2-11 補助事業を神奈川県以外の団体が行うフェスティバルの参加プログラムに登録することは可能でしょうか？登録料は補助の対象になるのでしょうか？**

A 2-11 登録は可能ですが、登録料は、補助事業を実施する上で直接必要な経費とは認められないため、補助の対象となりません。

Q 2-12 メタバース事業を考えていますが「神奈川県内で実施」に当たるのでしょうか？

A 2-12 インターネット上の仮想空間となりますので、厳密に言えば「神奈川県内で実施」とは言えませんが、少なくとも構築や撮影を神奈川県内で行うことで認められる場合があります。

### 3 補助の対象となる経費について

Q 3-1 稽古の費用は対象になりますか？

A 3-1 公演等の申請事業に付随するものは対象になります。

Q 3-2 既に発注済の経費も補助の対象になりますか？

A 3-2 対象になりません。交付決定後、補助事業の事業期間内に発注したものである必要があります（やむを得ない理由があり、交付申請書で申し出れば、令和6年4月1日から発注が可能となります。）。

Q 3-3 事務所の運営経費や事務用品の購入費は対象になりますか？

A 3-3 経常的経費であり対象になりません。

Q 3-4 補助の対象にならない経費を事業期間の前に執行していても問題はありませんか？

A 3-4 補助の対象にならない経費については、着手の時期に制限はありません。

Q 3-5 国や市町村の補助金は、補助対象経費の額から控除して補助金額を計算するとのことですが、交付申請の時点で、受けられるかわからないものも控除するのでしょうか？

A 3-5 交付申請の時点で受けられるかわからない補助金等は、収入に記載するのみとし、補助金額の計算においてその額を控除する必要はありません。交付決定後、金額が明らかになった時点で改めて計算し、事業変更承認申請を行って変更交付決定を受けていただきます。

Q 3-6 コンテストの賞金は補助対象経費になりますか？

A 3-6 補助事業の遂行において対価として支払うものではないため、対象になりません。

Q 3-7 物販の経費（商品製作費、販売人件費等）は補助対象経費になりますか？

A 3-7 対象になりません。

Q 3-8 食糧費は補助の対象にならないとありますが、朝食付きプランの宿泊費はどのように取り扱えばよいのでしょうか？

A 3-8 ルームチャージに朝食代を上乗せしたプランである場合、補助の対象となる宿泊費はルームチャージ相当額のみとなります。ルームチャージのみの支払で朝食が無料となっている場合、朝食代は含まれていないものと扱います。



#### 4 補助金の申請と補助の決定について

Q 4-1 先着順で採択されるのですか？

A 4-1 先着順ではありません。申請期間中に受け付けたものを締切後に文化芸術分野の外部専門家を含めた審査会において審査し、交付対象事業を決定します。

Q 4-2 申請件数が多い場合、一律に交付金額を減らすようなことはありますか？

A 4-2 申請件数によって交付金額を一律に減らすことは想定していません。

Q 4-3 採択結果はどのように通知されるのですか？

A 4-3 決定後、郵便で交付決定通知書又は不採択通知書をお送りします。

Q 4-4 提出書類について、定款の代わりに法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）でもよいでしょうか？

A 4-4 不可とします。法人の場合、定款の写しの提出をお願いします。

Q 4-5 交付決定通知に記載された補助金額がそのまま支払われるのでしょうか？

A 4-5 交付決定通知に記載された補助金額の支払を確約するものではありません。最終的な補助金額は、事業完了後に提出される事業実績報告書（様式4）により、補助対象経費の内容等を確認して判断します。また、原則として、交付決定通知に記載された補助金額を上回ることはできません。

Q 4-6 過去の採択率を教えてください。

A 4-6 令和4年度（初年度）及び5年度については、次のとおりです。採択事業の一覧は、県ホームページで公表しています。

	応募件数	採択件数	採択率
4年度1次募集	114件	30件	26%
4年度2次募集	64件	12件	19%
5年度1次募集	137件	38件	28%
5年度2次募集	45件	9件	20%

Q 4-7 令和4年度の採択件数は1次募集と2次募集を合わせて42件となっていますが、そのうち、重点事業として特認したものは何件あったのでしょうか？

A 4-7 重点事業として特認したものは20件あり、内訳は次のとおりです。

- (1) 先駆的事业 3件 ※(4)と重複1件
- (2) 高齢者が行う文化芸術活動の充実を図るための事業 2件
- (3) 障がい者が行う文化芸術活動の充実を図るための事業 8件
- (4) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業 3件 ※(1)(5)と重複各1件
- (5) 若年者を文化芸術に携わる人材として育成するための事業 6件 ※(4)と重複1件

Q 4 - 8 令和5年度の採択件数は1次募集と2次募集を合わせて47件となっていますが、そのうち、重点事業として特認したものは何件あったのでしょうか？

A 4 - 8 重点事業として特認したものは15件あり、内訳は次のとおりです。

- (1) 先駆的事业 3件 ※(4)と重複1件
- (2) 高齢者が行う文化芸術活動の充実を図るための事業 5件
- (3) 障がい者が行う文化芸術活動の充実を図るための事業 4件
- (4) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業 2件 ※(1)(5)と重複各1件
- (5) 若年者を文化芸術に携わる人材として育成するための事業 3件 ※(4)と重複1件

Q 4 - 9 令和5年度に本補助金に申請し、不採択となったのですが、同じ事業で再度申請はできるのでしょうか？

A 4 - 9 申請は可能ですが、令和5年度と同じ基準で採点するので、採択には改善が期待されます。

Q 4 - 10 重点事業のうち、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業の「定率補助」と「定額補助」を両方に特認を希望することは可能でしょうか？

A 4 - 10 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業の「定率補助」と「定額補助」の両方に特認を希望することはできません。

## 5 その他

Q 5 - 1 チケットの売上増などで収益が上がったら補助金を減額することになりますか？

A 5 - 1 自助努力を促す趣旨から、事業の結果として収益が発生しても補助金の減額はしません。ただし、交付申請の段階で収益を見込んでいる事業については、審査において補助の必要性が考慮されることとなります。

Q 5 - 2 事業の計画が変わり、追加経費が必要になった場合、事業変更承認を申請すれば補助金の増額は認められるのでしょうか？

A 5 - 2 補助金の増額は原則として認められません。

Q 5 - 3 補助金額の下限はありますか？

A 5 - 3 下限はありません。少額の事業でも申請できます。

## Ⅲ 申請の手引き

### 1 申請に必要な書類

補助金の交付申請では、次の3つの書類を提出することが必要です。

#### (1) 神奈川県マグカル展開促進補助金交付申請書(様式1)

補助金のウェブサイトからエクセルファイルをダウンロードして、作成してください。

28 ページからの記載例を参考に作成してください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yi4/cnt/f530483/magculhojokin2024.html>



マグカル展開促進補助金

検索

#### (2) 団体又は団体の主要な構成員が補助事業と同一の分野における公演等の実績を有することを証する書類

チラシ、プログラム、インターネット上の記事等を提出してください。申請団体(又はその主要な構成員)の実績であることが客観的に確認できるものでなければなりません。

#### (3) 定款、寄附行為又はこれに類する規約等

任意団体の場合は、次の要件を満たしていることがわかるものでなければなりません。

- ・ 団体としての組織を備えていること。
- ・ 組織において多数決の原則が行われていること。
- ・ 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること。
- ・ 代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確立していること。

### 2 申請の方法

e-KANAGAWA

神奈川県

電子申請システム

#### (1) 申請ページへのアクセス

補助金のウェブサイトにも、申請ページ(神奈川県の電子申請システム)へのリンクがあります。また、次のURLから直接アクセスすることも可能です。

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=67734](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=67734)

#### (2) 利用者登録・ログイン

既にシステムの利用者登録をされている方は、利用者IDとパスワードを入力してログインしてください。初めて利用される方は、画面の指示に従って利用者登録を行ってください。

(3) 利用規約への同意

手続き説明と利用規約をお読みにになり、同意されたら、「同意する」をクリックしてください。

(4) 内容の入力

フォームに必要事項を記入し、必要書類3点を添付したら、「確認へ進む」をクリックしてください。

(5) 申込確認

内容を確認し、「申込む」をクリックして完了です。整理番号を記載したメールとパスワードを記載したメールが送信されます。

### 3 県から修正の指示があった場合

申請後、書類の不備などがあった場合、県から【お知らせメール】が送信されます。修正の必要がありますので、次の手順により手続きを行ってください。

(1) 修正ページへのアクセス

神奈川県電子申請システムの[トップページ](#)にアクセスし、①「申込内容照会」又は②「ログイン」を行ってください。

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_initDisplay](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_initDisplay)

(「神奈川県 電子申請」と検索してもアクセス可能です。)



※ 修正は①と②のどちらからでも可能です。必ず「照会」から修正を行ってください。

《注意》

始めに交付申請を行った補助金の申請ページに再度アクセスして修正を行うことはできません。

※新規ではなく、必ず「照会」からアクセスしてください。(複数申請できないとのエラーメッセージが出る場合は新規としてアクセスしています。)

(2) 伝達内容の確認

「伝達内容」に修正をお願いする点を記載していますので、確認し、「修正する」をクリックしてください。

(3) 修正の入力

修正後の添付ファイルを添付するなどして、「確認へ進む」をクリックしてください。

(4) 申込変更確認

内容を確認し、「修正する」をクリックして完了です。

4 交付申請書記載例

(様式1) 【記載例】

スペースが足りない場合は、エクセルの行を追加するか高さを変更してください。列の幅は動かさないでください。

神奈川県マグカル展開促進補助金交付申請書

交付申請日	令和6年 3月 10日
-------	-------------

神奈川県知事 殿

令和6年度の標記補助事業について、補助金の交付を受けたいので申請します。

1 申請団体の概要

(1)ふりがな	〇〇かぐらほぞんきょうかい			法人は法人格を含めて記入してください。
(2)申請団体名	〇〇神楽保存協会			
(3)代表者役職名	会長	(4)代表者名	横浜 太郎	
(5)郵便番号	〒231-8588			
(6)所在地	神奈川県横浜市中区日本大通1			
(7)個人情報管理責任者名	川崎 花子			
(8)連絡担当者の役職又は所属	会計	(9)連絡担当者名	藤沢 一郎	
(10)電話番号	045-〇〇〇-〇〇〇〇	(11)携帯電話	070-×××-××××	
(12)E-mail	****@****.co.jp			
(13)団体設立年月	平成10年4月	(14)構成員数	30名	
(15)団体又は団体の主要な構成員の実績	<p>平成11年 ××会館にて公演「〇〇」開催                      平成14年 ●●劇場にて公演「△△」開催                      平成16年 ××会館にて公演「〇〇」開催                      平成20年 ◎◎フェスティバルに参加し、「◇◇」上演                      平成26年 ●●劇場にて公演「△△」開催                      令和元年 △△賞受賞</p> <p>全ての実績を網羅する必要はありません。団体（又は団体の主要な構成員）として補助事業を遂行する能力があることを説明できる内容としてください。</p>			
(16)コンプライアンス（法令遵守）に関する考え方 ※個人情報保護、会計税務、内部統制等	<p>業務上知り得た個人情報は・・・また、経理処理の体制は・・・構成員に対する教育を・・・</p> <p>具体的な項目は任意ですが、法令を遵守するため、どのような姿勢でどのような取組を行っているかを記載してください。</p>			

## 2 補助金交付に係る希望の内容

(1) 補助金 交付申請額	300,000円	千円単位です。 収支予算「収入の部」の本補助金の額に一致
(2) 特認の希望	希望 する	
(3) 特認を希望する 場合、その類型 ※複数可	<input type="checkbox"/> a 共生社会の理念普及につながる事業（高齢者・障がい者・多文化共生等） <input type="checkbox"/> b 地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業 <input type="checkbox"/> c 地域固有の伝統芸能及び民俗 <input checked="" type="checkbox"/> d 地域固有の伝統芸能及び民俗 <input type="checkbox"/> e 若年者を文化芸術に携わる人	該当する□を■にしてください
(4) 特認を希望する場合であって、特認が認められな かった場合でも補助金の交付を希望するか	希望 する	
(5) 概算払の希望	希望 する	概算払額の限度は補助金の額の50%（千円未満切捨て） 3（16）への必要事項記載もお忘れなく

## 3 補助事業の内容

(1) ふりがな	〇〇かぐらほぞんきょうかい 100しゅうね		法人は法人格を含めて記 入してください。
(2) 事業名	〇〇神楽保存協会 100周年記念準備事業		
(3) 事業分野 ※複数可	<input type="checkbox"/> 文学 <input type="checkbox"/> 音楽 <input type="checkbox"/> 美術 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 演劇 <input type="checkbox"/> 舞踊 <input type="checkbox"/> メディア芸術 <input checked="" type="checkbox"/> 伝統芸能 <input type="checkbox"/> 芸能（民俗芸能を除く。） <input checked="" type="checkbox"/> 民俗芸能 <input type="checkbox"/> 生活文化 <input type="checkbox"/> 国民娯楽 <input type="checkbox"/> その他（「その他」は括弧内に分野を記載）		
(4) 事業期間	令和6年4月26日 ～ 令和7年3月31日 補助事業に着手してから完了するまでの期間を記載（令和6年4月26日※から 令和7年3月31日までの間 ※（5）に適切な理由を記載すれば、始期を4月 1日からとすることが可能）。事業期間内に発注し、請求書を受領したものが 補助対象経費となります。事業期間が短くなりすぎないよう御注意ください。		
(5) 交付決定前に着手 する場合、理由			
(6) 事業実施日	令和6年7月1日 ～ 令和7年3月31日		令和6年4月26日から 令和7年3月31日までの間
(7) 実施会場名★			
(8) 実施会場 所在地★			
(9) 共催・助成・協 賛・後援等とその 内容 ※予定を含む ★	区分	団体等名	内容
(10) 入場料又は 視聴料の有無★		(11) 有の場合 価格★	円から 円

(★) 「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業（定額補助）」の特認を希望する場合は記載不要です。

(12) 事業の内容	ア 趣旨・目的
	<p>〇〇神楽を、・・・・・・</p> <p>補助事業を行うことで何を成し遂げようとしているのか（あるいはどう いう状態まで到達しようとしているのか）を記載してください。</p>
	イ 実施内容
	<p>・神楽に使用する「面」を、令和6年度中に修繕又は新調する。 ・演舞技術の承継のため、現役の演者の演舞を録画する。</p> <p>・補助事業として、「いつ」「どこで」「何をするのか」を記載して ください。</p>
(13) 新たな事業で あることの説明	ウ 達成目標
	<p>・現役の演者の演舞を録画したものを活用して、新しい演者を〇名増や します</p> <p>・達成目標は可能な限り定量的に示してください。</p>
(14) 2で特認を希 望した場合、特認 の区分にあてはま ることの具体的な 説明	<p>当協会としては初めての試みであり、演目も新たに公開するもの で・・・・</p> <p>団体として過去に実施していない（初めての）事業か、過去に実施し た事業に新たな取組を加えていることを説明してください。</p> <p>この事業を実施することにより・・・・</p> <p>当該事業を行うことにより、それがどのような効果をもたらすのか、 具体的な記載をお願いします。</p>
(15) 神奈川県によ る補助の必要性	<p>補助金を受けることで・・・・・・が可能になり・・・・</p> <p>なぜ補助金が必要なのか、補助を行うことで神奈川県にどのようなメ リットがあるのか（例：県の施策の推進、県民の鑑賞・参加機会の創 出）を記載してください。</p>



<p>(16) 事業期間における具体的な業務スケジュール</p>	<p>7月 「面」の新調及び修繕を発注 10月 演舞の録画 翌年3月 新調及び修繕された「面」の納品</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>いつからどのような準備をするのか等を記載してください。</p> </div>
<p>【概算払の必要性】</p>	<p><b>【概算払の必要性がある場合はここに記入】</b> 7月に面の新調及び修繕の経費を支払う必要があるため、概算払を希望する。</p>
<p>(17) 翌年度以降の取組内容(予定)</p>	<p>ア 翌年度(令和7年度) 令和6年度の取組を継続し・</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>↑ 2(5)で概算払を希望した場合、早期に資金が必要となる理由について、記載してください。</p> </div> <p>イ 翌々年度(令和8年度) 令和6・7年度の準備期間を経て、100周年記念公演を実施</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>補助事業を実施した後、関連する取組や団体運営をどのように発展させていくか3年目までの構想を書いてください。 ※今回採択されても、3年間の採択を保証するものではありません。</p> </div>
<p>(18) 前年度目標の達成度合いの検証 ※前年度に本補助金の交付を受け、本年度も継続して申請する場合</p>	<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>この欄は、前年度に採択を受けた団体のみ記載してください。 前年度の目標達成状況から、指標や数値設定の適切さ、事業の改善点等を記載してください。 PDCAサイクルを回して事業を発展させていく意欲と能力を確認します。</p> </div>



#### 4 補助事業の収支予算

##### 収入の部

単位：円

項目	予算額	積算内訳
神奈川県マグカル展開促進補助金	300,000	
自己負担金	30,000	
収入合計 (支出合計と一致)	330,000	

補助金額は  
千円未満切捨て

##### 支出の部

単位：円

項目	予算額	積算内訳	
補助対象経費	記録費	60,000	現役の演者の練習や演舞の録画費用
	備品購入	110,000	面新調 (110,000円)
	修繕費	130,000	面修繕 (70,000円+60,000円)
			<b>税抜</b>
補助対象経費計(a)	300,000		
補助対象外経費	補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当	30,000	補助対象経費(税抜)に対する消費税及び地方消費税相当額 ※通常、補助対象経費のうち、不課税取引を除いた額の10% 注：給与費は不課税取引です。
	補助対象外経費計(b)	30,000	通常の補助対象外経費は <b>税込</b> で記入してください。
支出合計(a+b)	330,000		

一致

##### 積算内訳の書き方

事業実績報告では、単価×数量(個数、人数、時間)を詳細に報告していただきます。  
(単価がないものは、支払相手先ごとの金額で可)収支予算においても、可能な限り詳細な見積を記載してください。

### 収支予算の記入に当たっての注意事項

- 10万円以上の備品購入又は修繕について  
例外として認められる場合がある 10万円以上の備品購入又は修繕は、「備品購入」「修繕」とわかるように記載してください。（賃借なのか購入なのか判然としない記載が見受けられます。）
- 給与費について  
給与は最低賃金を守るよう注意してください。また、何の業務に対する給与なのか内容を説明してください。
- 交通費について  
交通費は公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な経路に係るもののみ対象となります。
- 宿泊費について  
事業開始に間に合わせるための前泊、事業後帰宅することが困難な際の後泊等、理由が妥当であると認められる場合のみ対象とし、社会通念上、著しく高額と認められる場合は対象となりません。計上に当たっては、必要性の説明を記載してください。

積算内訳は、可能な限り単価×数量（個数、人数、時間）を詳細に記載してください（単価がないものは、支払相手先ごとの一式の金額で可能ですが、何の費用なのか、内容はわかるようにしてください。）。

各積算内訳の合計は左の予算額の欄と一致するようにしてください。

事業実績報告では、支出証拠書類（請求書、領収書等）を提出していただきます。

収支予算は、補助金額の算定の基礎となるものです。補助事業の遂行に当たって、想定される経費はすべて記載するようお願いいたします。

## 収支予算の記入に当たっての注意事項

### ○ 利益等排除の取扱いについて

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は関係会社（※1）からの調達がある場合、補助対象事業の実績額の中から、補助事業者の利益等相当分を排除する必要があります。

（※1） 関係会社とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号）第8条で定義されたものをいいます。

#### ○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条（抜粋）

8 この規則において「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等（第十七項第四号において「その他の関係会社」という。）をいう。

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が次の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社（上記(2)を除く）

具体的な利益等排除の方法は以下のとおりです。

#### (1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

#### (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

#### (3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記(2)を除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合（※2）、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（※2） 製造原価及び販売費及び一般管理費については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料を、P. 17の「事業実績報告」で提出してください。

## 5 団体の役員等氏名一覧

### (1) 代表者

役職名	氏名	氏名のカナ (半角カタ)	生年月日(大正 T, 昭和 S, 平成 H)				性別 (M, F)	住所
			S	H	T	H		
代表理事	横浜 太郎	ヨコハマ タロウ	S	50	3	18	M	横浜市中区山下町****

### (2) 役員

役職名	氏名	氏名のカナ (半角カタ)	生年月日(大正 T, 昭和 S, 平成 H)				性別 (M, F)	住所
			S	H	T	H		
理事	川崎 花子	カサキ ハナコ	S	55	8	20	F	川崎市高津区溝口****
理事	横須賀 二郎	ヨコスカ ジロウ	H	4	10	10	M	横須賀市日の出町****
理事	小田原 三郎	オダワラ サブロウ	S	40	6	17	M	小田原市荻窪****
監事	箱根 やまゆり	ハコネ ヤマユリ	S	60	3	15	F	足柄下郡箱根町 元箱根***

法人については、登記等の内容に応じて役員全員を記載してください。  
 ※監査役の記事漏れが散見されます。御注意ください。  
 任意団体については、(1)の代表者のみを記載してください。  
 また、氏名は本名で、住所は最後まで記載してください。  
 この一覧は、暴力団員に該当するか否かの神奈川県警察本部長への照会のみ  
 使用し、事業内容の評価には関係しません。

## 6 誓約

- (1) 当団体は、団体の意思を決定し、執行する体制を確立しています。
- (2) 当団体は、自ら経理し、監査する会計組織を有しています。
- (3) 当団体は、県税その他の神奈川県に対する金銭債務の支払に滞納がありません（ただし、地方税法第15条に基づく徴収猶予を受けている場合を除く）。
- (4) 当団体は、暴力団ではありません。
- (5) 当団体は、代表者又は役員（法人格を持たない団体にあつては、代表者）のうちに暴力団員に該当する者はありません。
- (6) 団体の役員等氏名一覧に記載した全ての者は、前号に該当するか否かの確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供することを同意しています。
- (7) 申請内容及び添付資料に記載された情報に偽りはありません。情報に偽りがあることが発覚した場合には、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

誓約	上に記載のとおり	誓約します
----	----------	-------

(1)～(7)をよく確認して誓約してください。  
 誓約がないと補助金を交付できません。



御応募お待ちしております



神奈川県 PR キャラクター  
かながわキンタロウ

問合せ先：神奈川県国際文化観光局文化課マガカル推進グループ

電話（045）285-0220（直通）

補助金のウェブサイト（本募集要項も掲載しております）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yi4/cnt/f530483/magculhojokin2024.html>

マガカル展開促進補助金

検索

